

騙されなみ!



不当な支払い請求に注意!!

新潟県消費生活センター

- アダルトサイトのワンクリック請求
- 桜らを使った出会い系サイト
- 身に覚えのない有料サイトの料金請求

知らない業者からの不当な支払い請求には絶対に応じないでください!

最近では、詐欺業者が「支払いのためにプリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教えろ」と指示するトラブルがみられます。

また、「アダルトサイト業者とのトラブル解決をうたう行政書士と契約したが不審だ」との相談もあります。行政書士は、弁護士等が行うようなアダルトサイト等との解約交渉は出来ません。注意しましょう。

フリカ詐欺に注意!



【相談事例】

スマートフォンに有料サイトの料金を請求するメールが届いたので心配になり、メールを送ってきた業者に電話をした。業者からは「未納料金の 50 万円を今日中に払わないと裁判にする」と言われて恐くなった。業者に指示されたとおりにコンビニの端末でプリペイドカードを買い、番号が分かるようにして業者にファックスしてしまった。だまされたのだろうか。

【アドバイス】

◇覚えのない請求等は無視する

メールに返信することや電話をかけることは自分のメールアドレスや電話番号等の個人情報を教えてしまうことにつながります。

◇指示されてもプリペイドカードを購入しない、カード番号等を伝えない

プリペイドカードを購入したり、そのカード番号等を伝えたりすることは、プリペイドカード自体を詐欺業者に譲ってしまうのと同じ事です。後でだまされたことに気づいても、被害回復が大変困難です。

～国民生活センターHP「プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!!」より～

アダルトサイトとの解約交渉を行政書士は出来ません!



【相談事例】

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった、動画の再生ボタンを 2 回押したら突然「登録完了」「3 日以内に 10 万円支払うように」と表示された。驚いて、サイトに電話をしたら「本日 17 時までには払え」と言われたので、慌ててインターネットで相談窓口を検索し、画面の上位に表示された行政書士の事務所に電話をした。「4 万円で、サイトに知られた個人情報を削除してあげる」と言われたので、言われるまま写真に撮った健康保険証の画像を送信してしまった。信用できるだろうか。

【アドバイス】

◇アダルトサイト業者には決して連絡せず、お金は払わない

◇民間業者や行政書士が「解約交渉を行う」ことは、法律に触れる可能性があります

◇インターネットで相談窓口を検索する際には、公的な相談窓口なのか「広告」なのか確認する

自治体が設置している消費生活センター等では、相談に際して電話料金等以外の費用が発生することはありません。

～国民生活センターHP「アダルトサイトとの解約交渉を行政書士はできません!」より～

◎おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活センターに相談してください。

新潟県消費生活センター 025-285-4196

消費者ホットライン **188** でも、

お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。